

高額療養費の支払の特例について

入院等で医療費が高額になることが予想されるとき、事前に限度額適用認定申請手続きをすることで、窓口で支払う医療費負担を軽減できます。

同一の月に各医療機関での療養等を受けた場合、所得区分に応じ、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

入院だけでなく、高額な外来診療を受けた場合についてもこの取扱いが適用されます。

なお、本手続きをしなかった場合でも、高額療養費の申請により、後日払い戻しを受けることができますが、支払いまでお時間をいただくことになります。

- ※ 医療機関の窓口で支払う限度額は、所得区分に応じて異なります。
- ※ 食事代や差額ベッド代、自由診療などの費用は支給対象外です。
- ※ 70歳以上75歳未満の方については、所得区分が一般・現役並みⅢの場合は、限度額適用認定証は発行できません。